

第2次吹田市子供の夢・未来応援施策基本方針(案)に対する意見提出と市の考え方について

- 1 意見提出期間 令和4年（2022年）12月23日（金）から令和5年（2023年）1月27日（金）
- 2 意見提出件数 16件（7通）
- 3 市民意見と市の考え方

受付番号	該当ページ	提出意見（要約）	市の考え方
1 01-01	-	来年も小学校の給食無料化をしてほしい。	小学校給食費の無償化につきましては、新型コロナウイルス感染症の長期化に加えて、昨今の物価高騰により、様々な影響を受けている子育て世代への緊急的な経済支援策として、令和5年度、実施する方針で調整をすすめています。
2 02-01	22	留守家庭児童育成室事業は、共働きやひとり親世帯の保護者が安心して働くことを保障する重要な事業である。 しかし、待機児童が2023年度には約400人にも増加する見込みとされており、入室申請しても利用できない状況がある。2023年度からは待機児童を対象とする居場所確保業務の実施も予定されているが、臨時的な対応でしかなく、待機児童を早期に解消するための対策を早急に具体化する必要がある。	待機児童は、早急に解消する必要があると認識していますが、指導員の欠員を直ちに解消することは困難です。 この状況のもと、直営育成室で見込まれる待機児童への対策として、事業内容に保育と見守りという違いはあるものの、留守家庭児童育成室に準じた場所や時間設定で、放課後の居場所確保業務の実施を予定しています。 市の方針としては、4年生までを受け入れるという考えに変更はなく、委託育成室は、4年生までの受入れが可能な見込みです。委託育成室は待機児童が発生しておらず、市の方針として委託化をさらに進めています。 引き続き、あらゆる検討を進め、できる限り早期の待機児童解消に努めます。
3 03-01	16 ・ 23	留守家庭児童育成室事業の内容が「保護者が就労・病気等の理由で放課後に留守家庭になる児童の居場所を提供。」とあるが、吹田市留守家庭児童育成室条例でも、厚生労働省の放課後児童クラブ運営指針でも、居場所という位置付けはないので、「居場所を提供」部分を「生活の場を提供」と変更してほしい。	吹田市留守家庭児童育成室条例では、第1条「保護者の労働、疾病その他の理由により家庭において必要な保育を受けることが困難である児童の健全な育成を行うため、留守家庭児童育成室（以下「育成室」という。）を設置する」と定めています。 放課後の子供達が安心、安全に過ごすための居場所としても実施していることから、「保護者が就労・病気等の理由で、家庭において必要な保育を受けることが困難な児童の健全な育成を図る放課後の居場所を提供。」と修正させていただきます。

受付番号	該当ページ	提出意見（要約）	市の考え方
4 04-01	3	学童保育では4年生まで預かってもらえるはずだが、今春から4年生は待機となり預かれないとのこと。学童保育は子どもの居場所であり、子供の経験・体験機会の充実などに資するものである。指導員不足が待機になる理由なら、正規雇用による人員確保などの対策を図るべきである。民間委託には反対である。	<p>令和5年度は今まで以上に指導員の体制が厳しく、多くの育成室の入室を制限せざるを得ない状況です。そうした中、そのまま子供たちを待機とするのではなく、せめて学校内に居場所を確保し、保護者の方が安心して就労等できる環境を整備すること（居場所事業）を計画しています。</p> <p>これまでも指導員の欠員解消のため、2ヶ月に1回の採用試験、有料広告媒体の活用、人材紹介や人材派遣など多様な取組に加え、有効な手法の一つとして、民間委託を推進しているところがありますが、引き続き指導員の欠員解消に資する取組について、鋭意検討を進めています。</p> <p>次に、留守家庭児童育成室の職員体制は、会計年度任用職員制度の導入に合わせて、他の指導員の指導等を行う主任指導員を配置し、一定の階層化を図っています。また、育成室は、放課後における児童の健全育成と遊び及び生活の支援を行う事業であり、本市指導員の勤務時間を午後1時からとしていますが、同事業を行う全国62中核市のうち、直営で運営している26市中、21市が午後からの勤務であることからも、常勤職員の配置は現時点で考えていません。</p> <p>なお、民間委託の実施に当たっては、児童及び保護者の方の不安や負担を考慮し、最大限丁寧に進めています。また、委託後についても保育状況の確認や運営状況の検証を行い、計画的に実施しています。</p>
5 05-01	10	さらなる施策の展開の「生活困窮世帯等への学習塾費用等の負担軽減」について、このような施策よりも喫緊で取り組むべきことがあるのではないか。学校規模適正化や教員不足、不登校の支援など、学校教育は問題が山積みで解決できていない。学校教育を健全なものにしたうえで、学習塾などを検討できるのではないか。	<p>学校教育に関する様々な課題については、それぞれ対策が必要であると認識しておりますが、令和4年度に実施した「子供の生活状況調査」の結果から、困窮世帯ほど学習習慣を身に付けられていない、学習理解度が低いなどの傾向がみられたことから、子供の現在と将来がその生まれ育った環境に左右されないよう、学校教育の充実と並行して、生活困窮世帯等への多様な学びの場の提供といった取組についても検討が必要な課題と考えております。</p> <p>御意見をいただいた部分については、それ以外の施策の検討も必要であることから「生活困窮世帯等への多様な学びの場の提供」に修正します。</p>
6 06-01	-	医療的ケア児の学習、学びへの支援体制の記載がこの基本方針(素案)には書かれていない。 学びの機会の保障はどんな子どもでも必要であり、医療ケア児に対する支援体制(通学支援など)についても明確に記載をしてほしい。	<p>配慮を要する子供は、医療的ケア児も含め多岐にわたるため、9ページ特別支援教育の充実の中に「配慮を要する子供の教育的ニーズに応じた」と記載しており、すべての子供への支援を包括した形で述べさせていただいております。</p> <p>なお、医療的ケアを必要とする子供が安心安全な環境で学校生活が送れるよう、吹田市では1名の対象児童に対し2名（週2日または週3日勤務）の看護師配置を行っております。対象の子供の状況や本人・保護者のニーズを踏まえ、集団活動を通して学習に参加できるよう支援しております。現在本市では医療的ケア児に対する通学支援は実施しておりませんが、今後は適切な支援ができるよう、検討を進めてまいります。</p>

受付番号	該当ページ	提出意見（要約）	市の考え方
7 07-01	3	1の(2)に活動時間数の拡充と記載があるが、具体的に何時間から何時間に増えたのか記載してほしい。	当該箇所に「活動時間を1中学校ブロックあたり週10時間から20時間に拡充」と加筆いたします。
8 07-02	9	小学校スタートアップ事業について、配置は各校2名以上を目標とし、記載してほしい。	小学校スタートアップ事業の成果を踏まえ、その必要性は認識しておりますが、配置人数につきましては学校規模によるため変更いたしません。
9 07-03	9	小中一貫教育とあるが、小学校と中学校の連携だけでなく、保育園から小学校のギャップを埋められるよう、小学校に入学してからではなく、子どもが保育園の頃より行われる取り組み記載してほしい。	保育所・幼稚園・認定こども園等の就学前教育においては、就学後も発達や学びが連續し、円滑な接続となるように、必要に応じて小学校と行事等においての交流を図っております。また、入学前には、入学説明会とあわせて、特別な支援や配慮をする園児については、学校ごとに個別の相談や現地での見学を実施しております。
10 07-04	10	公共施設を活用した自習室の確保とある。タイトルだけでなく、具体的に記載してほしい。公民館や図書館、各種センターなど活用できる施設は大いに活用してほしい。各小学校区において、1箇所は確保することを求める。	すでに一部の公共施設では学習室を設置したり、試験期間中に会議室を学習室として開放しておりますが、さらなる施策の展開として、当該取組の拡充を検討しております。箇所数につきましては、活用できる施設を調査するなど、検討してまいります。
11 07-05	12	子どものプラザ事業を各小学校すべてにおいて実施してほしい。	「地域の学校」につきましては、各地域が主体となり、その地域の実情に応じて実施されています。未実施校につきましては、各地域の課題等を調査し、検討してまいります。
12 07-06	12	地域の民間企業等と連携した体験機会の創出について、年間12件を目標に実施してほしい。	すでに地域の団体等が様々な体験型事業を実施しておりますが、さらなる施策の展開として、当該取組の拡充を検討しております。実施件数につきましては、新たに参画いただける団体等を調査するなど、検討してまいります。
13 07-07	14	スクールソーシャルワーカーの配置や活動時間の拡充、いじめ対応相談員の増員を求める。いじめ、不登校の早期発見があるが、いじめや不登校になってからの対応ではなく、前段階からの対応を充実させてほしい。寝屋川市の「いじめゼロ」の取り組みを参照し、吹田でも取り組んでほしい。また、すいたグリーンプロジェクトの言及を求める。	児童生徒をとりまく課題は複雑化・困難化しており、解決に向け、教員だけでなく専門家も加入了チームでの対応が益々求められます。スクールソーシャルワーカー等専門家の配置やいじめ対応支援員の在り方については引き続き検討してまいります。 また、いじめや不登校への対応については、他市の取組事例も参考にしながらその未然防止に努めてまいります。すいたGRE・ENスクールプロジェクトは、いじめ防止に係る取組として、いじめ対応支援員やスター(支援員)、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーの配置やいじめ予防授業等の実施、いじめ防止相談ツールの活用、教職員研修等、複数の事業や室課にまたがる様々な取組を総称したプロジェクト名です。本方針では記載しておりませんが、引き続きいじめ防止に係る取組を推進・充実してまいります。
14 07-08	14	不登校の子どもの学習の場を充実させてほしい。	令和6年度に市内2ヶ所の教育支援教室が新たに1ヶ所に統合されます。現在、新しい教育支援教室の構築に向けて、学習や体験・交流活動等をさらに充実させる方策について検討しております。

受付番号	該当ページ	提出意見（要約）	市の考え方
15 07-09	16	留守家庭児童育成事業ですが、人員不足が大変多い。留守家庭育成室に入室できない待機児童もいる。指導員ならび留守家庭児童育成室で勤務する他スタッフの給与を増やし、待機児童0に取り組んでほしい。	<p>指導員不足の主な要因につきましては、本市を含む全国的な保育士や教員不足の問題と、保育ニーズの高まりによる、入室希望児童数の急激な増加にあると考えています。また、本市においては児童数も増加しており、さらに指導員不足がひっ迫する原因となっています。</p> <p>これまで、指導員確保のため、2か月に1回の採用試験、有料広告媒体の活用、人材紹介や令和4年度からは人材派遣を導入しました。また、民間委託のさらなる推進を令和4年度から進めているところです。引き続き指導員の欠員解消に資する取組について、鋭意検討を進めます。</p> <p>本市指導員の報酬については、北摂他市等で報酬改定の検討が進められていること、また、そのことにより採用から数年間は北摂では最も低い報酬となることから、本市においても、初任給となる基礎号給の改定を検討しているところです。一方で、上限については、他市に比べても高い水準があり、改定する必要はないものと考えています。</p> <p>なお指導員については、会計年度任用職員や任期付職員など自治体によって任用形態も異なっており、単純に比較することはできませんが、他市の動向も注視しつつ、適正な報酬となるよう、今後も引き続き、検討していきます。</p>
16 07-10	18	すいた健康サポーター事業について、小学校4年生だけでなく対象学年を拡充してほしい。	本事業については、文部科学省の「生きる力」を育む小学校保健教育の手引きを踏まえ、小学校でのカリキュラムと一貫して効果的に指導できるよう教育委員会と相談しながら実施しています。今後、子供の頃から生活習慣病予防に关心が持てるようどのような取組が効果的か検討してまいります。